

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成27年12月3日午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 66歳 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 男性 60歳 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性 71歳 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 36歳 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 女性 53歳 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性 40歳 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 女性 46歳 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 男性 67歳 (以下「8番」と略記)

司会者 今 崎 幸 彦 (所長)

裁判官 佐 藤 弘 規

検察官 菅 野 恵

弁護士 藤 田 奈津子

司会者

水戸地方裁判所長の今崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきどうもありがとうございます。私が司会者を務めさせていただきます。今日の進行でございますけれども、あらかじめ御案内しておりますとおり、おおよそ午後4時までを予定しております。最初の1時間半程を意見交換させていただきまして、残りの30分程で、記者の方からの質問を受けていただくと考えております。今回の意見交換会では、裁判員裁判の審理あるいは評議といったものが皆様にとって分かりやすいものになっているかどうか、あるいは分かりやすいものにするためにはどのような改善が考えられるかといったことについて伺っていきたいと思っています。そもそもなぜこのような会を開いているかと

いうことについて、あらかじめ御説明いたします。裁判員制度が始まってもう6年半になります。国民の皆様、県民の皆様の御協力をいただいて、我々としてはおおむね順調に進んでいると思っております。しかし、制度を長続きさせようと思ったら、やはり常に見直すべき点は見直さなければならないと思っています。ただ、もともと刑事裁判は裁判官以外に検察官と弁護士、法律の専門家ばかりでやってきたのに対して、皆様に入っているわけですが、これが本当にうまくいっているかは、専門家の方から見ていたのでは分かりません。やはり、実際に参加された方々の御意見とか御感想というのが何よりも貴重な情報と思っています。そのようなことで、皆様に御足労いただき、御経験とか、今思っておられることも含めて、率直なお話をいただき、今後の参考にさせていただこうと思っています。もう一つありまして、皆様は裁判員を経験されたわけですが、多くの方はまだ経験されておられません。国民の皆様に毎年アンケートをとっているのですが、裁判員のことは知っているけど、やりたくないという人が大多数であります。ところが、実際に裁判員、補充裁判員を経験された方の95パーセント以上がいい経験だったと考えていただいているようです。結局やってみたら、体験してみたらよかったんだけど、体験してみないと、むしろ尻込みする内容だと受けとめられているということだと思えます。そうだとすれば、実際に体験された皆様が、これから体験されるであろう県民の皆様に対してメッセージも発していただきたい。こういう制度だから、我々の希望としては、安心して、ぜひ積極的に参加してほしいと、このようにメッセージも伝えてほしいという思いがあります。そういうことで、ぜひこの場では率直な御意見、御感想をいただきたいと思えます。非常にかしこまった場なので、多分ざくばらんに話してくださいと言っても、なかなかそのようにはいかないと思えますけれども、本当に本音ベースで、ざくばらんな御感想、御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。なお、守秘義務のことなどを申し上げることがあろうかと思えますが、評議の中で行われた意見などはこちらもお尋ねするつもりは全くあり

ませんので、その点はどうぞ気にとめておいていただければと思います。

最初に、参加された方々のお一人お一人から簡単な自己紹介をしていただいて、会を始めたいと思っております。順番は、やはり裁判員経験者の方から、そして検察官、弁護士、裁判官の順でお願いをしたいと思っております。なお、この会では、プライバシーのことも考えまして、お一人お一人、失礼ながら、1番さん、2番さんといった形で番号でお呼びさせていただきますので、その点も御了解いただければと思います。それでは、事件ごとに私のほうから事件を御紹介した上で、1番さんから順番に自己紹介をお願いすることにいたしますが、まず1番さん、2番さん、3番さんは同じ事件を御担当になっておられると聞いております。自動車を運転していて、それも相当な高速度で運転していて、ガードレールに衝突させて、同乗者を死なせたというような危険運転致死の事件だと聞いております。そういう事件を担当されて、裁判員をなさったわけですが、まず1番さんの方から自己紹介をお願いします。

1番

私自身は、やってもいいなと思ったので、積極的にはやってもいいってお返事しました。今回も、このような会があると聞きました。やっぱり何でも経験しないとお話ってできないんですね。前のときに記事を書かせていただいたんですけど、これはもうほんの小さい枠の中の記事なので、半分半分ぐらいで、余り反響はなかったんですけども、そういった意味で前の事件を振り返ってというと、そのとき、自分自身で、よかったのか、あとはやっぱり私が担当した被告人はまだ若いですよ。だから、その人たちのこれからの生きていく上でのどんなふうだったのかなというようなことはやっぱり終わってから考えてはいました。ただ、それがやっぱり認識不足というか、やっぱりその知識がない、いろんな面に対して知識がない部分、どこまでがどうというのがやっぱり分からないのが、後から考えてみて、それが現状だったかなと思います。

司会者

今御発言になった中で、記事をお書きになったとおっしゃっておられたんですけど、どういう内容のものでしょうか。

1 番

暮らしと営業を守る会という商売の人の集まりの中の新聞があって、その記事です。

司会者

その中で体験記みたいなのを書かれたのでしょうか。

1 番

そうです。このように体験しましたという意味です。

司会者

宣伝いただいたわけですか。

1 番

宣伝ということもないですけど、それで体験して、確かに記事というか、審議内容はもちろんしゃべっちゃいけないこと。ただ、法廷であったのはしゃべってもいいんでしょうけど、ただ聞くところによると、裁判員裁判をやったことも言っちゃいけないんだよねという方も多いです。言われてみれば。でも・・・。

司会者

そうですね。そういう誤解されている方が多いんですね。

1 番

そう。今ちょっと用事があって行って、寄ったときに、今からこういうわけで行くんだって言ったら、えっ、どういうあれだったのって、こう言うから、あっ、でも聞いちゃいけないんだよねって。いや、でも罪名と法廷でされたことは、だって私たちがしゃべらなくたって報道陣がもうあれしていますもんね。だから、それくらいはいいみたいよという話はしたんですけども、要するにもう裁判員裁判をやったことすらも言っちゃいけないんだよねという人はいました。

司会者

ありがとうございます。2番さん、お願いいたします。

2番

1年前に担当したんですが、危険運転致死ですので、事例が少ないということが最初にあったんです。それと、だから全て判例が少ない。量刑の求め方がどうするというのはあるんですけども、大体このくらいじゃないかというのがみんなで評議したわけですが、それとあと私1年前はまだ会社員だったので、何千人くらいいる会社なんですけど、自分の工場関係ではどうしても事務担当に言わなくちゃいけないので、裁判員で行かなくちゃいけないって。来たんですけど、まず断る理由がなかったんです。何かあったら断って、仕事も忙しいし、だけど書いてある、当てはまらないし、だから上司に説明して、来たんだけどと言うと、それはボランティアのつもりで行ってきなさいということだったんです。それで、来て、届けを出しました。でも、行った、評議していった感じは、もちろん事件の内容は話はしませんけども、大まかには新聞、テレビに載っているんで、そのことでやるんだということは全て言って、というとやっぱり友達関係とか先輩とか、どうだとか、やっぱり行けば皆さん興味は示してくれるんですけど、実際には来ていないから、最初はおもしろ半分ですけど、何回か行くうちにはやっぱり興味を示して、どんどんみんな経験した方がいいぞと。ちょっとした上司ですと、そのときの取り扱いだったら休みの取り扱いとか、そのように思いますから、なかなか難しい。抜けると誰かが補充しなくちゃいけない。じゃ、そのように身構えていかななくちゃいけないなという話をしていました。大体そういうところでよろしいでしょうか。

司会者

おいおいまた伺っていきます。ありがとうございました。それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

私の感想をちょっと申し上げます。私が裁判員になった、ある日突然、皆さんも同じでしょうけども、裁判所から、あなたは裁判員の候補ですという連絡が来た。

何で俺がと、皆さんもそう思ったと思うんですけども、それでどうしてだろうって私聞いた。そしたらば、衆議院の選挙人名簿から選んだと、こういう回答でした。ああ、そうかと。今2番の方が申し上げられたとおり、どうせ逃げられないんだと、じゃ前向きに捉えようということで、女房、それから兄弟、それから上司に、今行っている会社の社長に、こういうわけで当たりそうだと言ったところ、じゃやってみろということで、前向きに捉えました。私にとっては、いい経験になりました。そういうことで、この裁判員制度、さらに広げていきたいと、このように思っております。私がちょっとこれを感じた中で、私個人の考えですけども、裁判員の制度を、啓蒙といいますか、さらに発展させるためには、私個人の考えですよ。例えば、警察学校の生徒、あるいは大学生等を傍聴に呼んでも、裁判の公判を傍聴させてもいいのかなと、そういった啓蒙活動というんですか、そういうのもいいのかなというように個人的には思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは、4番、5番、6番さんも同じ事件と伺っています。これは殺人事件で、被告人は男性ですけど、交際相手の父親である被害者の首を両手で絞めつけて、窒息死させた事件と聞いています。4番さん、お願いいたします。

4番

私は、ふだん会社員で、事務をやっております。こちら、話題事項1の感想も含めてということでよろしいですか。

司会者

お願いします。

4番

私もこちら選ばれる前、こういう制度があるというのは以前からももちろん知っていたんですけども、ただ何となく漠然としたもので、中身も分からない、また人の内面を知ったり、その後の人生を決めていくというのに携わるということで、やっ

ぱり重いと、できればやりたくないとも思っていたんですけれども、なので通知が来たときにも、始めはできれば断りたいと思っていましたが、文面を見ると、よほどの理由がない限り断れないという内容になっていたのです、ではせっかくの機会なので、やってみようということで、やらせていただきましたけれども、実際に経験してみた結果としましては、裁判の中で被告人が実際に事件を起こすまでに至った経緯や被告人の心の中の苦しみなど、そういったのを聞いて、それを踏まえた上で、みんなで討論、整理して、刑を考えていくという、小学校の道德の時間みたいな、そういったものをもう一度大人になって考えさせられるような、そういう感想でした。ちょうど今でこそ道德の時間というのが、結構社会問題が多発している中、何か重要視されるようになってきましたけれども、実際私が子供のころ、学生のころを振り返ると、余り道德の時間というのは重視されていなかったような気がするんです。その中で、今回こういったことがあって、改めてこういうのをしっかり時間を掛けて考えるというのは非常にいい経験だと思いました。なので、やってよかったと思っております。また、この制度を体験してみて思ったのが、私たちだけでなく、裁判官、被告人側、それぞれにとってもやっぱりメリットがある制度なのかなと感じました。というのは、まず裁判官側にすると、やはり事件は多く、限られた人数の中で、やはり私たちもやりたくないというように、やはり重たい、すごく大変な責任のある仕事だと思うんです。そちらをみんなで話し合い、みんなで決めていくという責任の分散というわけじゃないですけれども、そういう意味で、いいのかなと思いました。特に私が担当した事件の方も精神的な病気がそれがどの程度かというのを、そういうのを認定していく、そういう事件だったわけですけれども、やはりこれを裁判官数名で決めていくというのはなかなか難しいと思ったので、こういうのを確かに裁判員制度でみんなで話し合っていくというのはいいと思いました。また、逆に相手方、被告人側からしても、何で犯罪を起こすのかというと、やっぱり100パーセント幸せな人というのは犯罪を起こすということはないと思うんです。犯罪を起こしてしまうという人は、どちらかというと、自分の抱えている

苦しみ、悩み、そういったものを助けてと周りに打ち明けるようなのが、そういったのが、どちらかというと、一般の人よりも下手な人。なので、社会がそれを救ってあげられなかったために起こってしまう、そういうふうに思います。なので、裁判を実際やるときに、裁判官の方々、やはり比較的一般的な私たちから見ても優秀な、恵まれている方だと思うんですけども、そういう方が向き合うよりも、やはり裁判員の方も含めて、本当に一般の方を含めたほうが、より被告人の、表に出すのが苦手な被告人の悩みというものを分かってあげられやすい、そういうふうに思いましたので、この制度というのは被告人側から見てもいい制度なのかなというふうに感じました。そういったことで、こちら4日間携わらせていただいたんですけども、すごく非常にいい経験でしたし、今後も周りの方でそういう話があったときには、ぜひ勧めていきたいと思っております。

司会者

ありがとうございました。それでは、同じ事件ですが、5番さん、お願いいたします。

5番

私は、今回この裁判員裁判に選ばれて、最初に、皆さんと同じなんですけど、手紙が届いたときには、本当に来るんだなというところが実感だったんですけども、全然裁判というものに関して、それまでは全く自分の身近なところでは関係のないところだったんですけども、今回経験させていただいて、すごく関心が持てたということがすごく良かったなと思うんですけども、選ばれたらぜひやってみたいという方だったので、すごくいい経験ができたと思います。皆さんのいろいろな意見を聞けるという、自分と違った考えの意見を聞けるというところとか、今回は裁判だったんですけども、別のところでも、今、放送大学の方で学んでいるんですけども、やはり授業の中でグループワークというのがありまして、同じ学生のいろんな人の意見が聞ける。そういうところって何か自分も勉強になりますし、自分の知識とか、そういったところも増えて、自分が成長できるような気がして、今回の裁判

員の件もすごく自分にとっても何か知識がちょっと増えたような気がしますし、皆さんのいろんな意見も聞けたというところで、すごく貴重な経験ができて、友達や職場の人なんかにも、もし選ばれたときにはぜひやってみてくださいねということをお話ししています。

司会者

どうもありがとうございます。では、6番さん、お願いいたします。

6番

さっき5番の方が言っていたことと同じような感じなんですけど、本当に貴重な経験ができて、自分の人生とかをついでに考えたような重いことだったので、すごくいい経験になりました。あと、1番の方がおっしゃっていたように、裁判が終わった後に、周りの方にいろいろ聞かれるので、話していることに関して、私広めたいと思ったんで、答えていくと、やっぱり誤解されている方がすごく多い。全然、行きたくなかったら行かなくていいんでしょうみたいな人が多かったので、広まっていないこともやっぱりたくさんあるのかなという、みんな思い込みみたいな感じで、この制度自体、始まって6年経っても、やはりそれだけ国民というか、私の周りの人は知らないから、その辺は何かもっとやれたらいいなと思って、いつも言っています。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、7番さんですが、事件ですけども、これは男性ですね。男性被告人です。被害者の頭部や背中を金属製のハンマーで多数回殴ったと。ただ、人が死ぬまでに至らなかったもので、加療2か月のけがということで、殺人未遂の事件だったそうですね。それでは、7番さん、よろしくお願いいたします。

7番

私の場合は、ちょっと皆さんと違って、実際の裁判ってどんなふうに行われているか、すごく興味があったんです。なので、選出されたときは実際すごくうれ

しかつたのを覚えています。でも、最初はそんな感じに入ったんですけど、実際にやっぱり携わってみると、一人の人生をやっぱり左右する決断というのはすごく重いなど、ずっしり何か抱えたかなという、やっぱりそういう感じがありました。今でも、被告人があの後どうしたかなってよく思い出すことはあります。評議の中でも、更生してほしいという気持ちが皆さん強かったので、私たちの気持ちが被告人に本当に伝わったかどうか、その後どうなったかってすごくやっぱり気になっているところです。それだけ他人のことについて、6人、8人で皆さんで真剣に考えるということがすごく新鮮でした。今まで社会に対して自分がどれだけ無関心だったのかなというのはちょっと思い知らされたところがありました。ちょっと少なからず人生観変わったかなって思うところがありました。とてもいい経験でした。これもやっぱり周りに広めていきたいと思えますけれども、やっぱり実際問題自分のところに来てからじゃないと考えられないことなんですよね。だから、皆さん私が話ししても、興味のある人は聞いてきますけども、全然興味のない人は、ふうんという感じになりまして、でもやっぱり話しても、体験しないと伝わらないかなって思って、こちらも話す方も、どんなことを話したらみんな興味を持ってくれるかななんていうのはやっぱり考えたりはしています。今回この場も、私の経験が何か役に立つのであれば、何か話したいなと思って、参加させていただきました。よろしくお願ひします。

司会者

ありがとうございます。質問なんですけども、前から裁判に興味をお持ちだというふうにおっしゃっていましたが、実際御覧になって、想像していたのと違いましたか、同じような感じでしたか。

7番

ちょっとテレビの見過ぎのところもありまして・・・。

司会者

それは違うでしょうね。

7番

派手なのをちょっと想像していたんですけど、思ったよりも分かりやすく、映像とか、パワーポイントみたいな、画面使って、一個一個分かりやすく説明していただいたので、もっと難しくて、わあっと言われるのかなと思ったんですけども、そうではなく、淡々と一個一個理解することができたので、想像していたのと同じかという質問に対してはあれですけども、いいイメージで受けとめられました。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後、8番さんですけども、これは被告人は女性だそうですね。眠っている被害者、長男ですね。長男の胸を刺身包丁で刺して、失血死、出血多量で死亡させたという殺人事件ということです。それでは、よろしく願いいたします。

8番

裁判という非常に重要な役割というか、役目を定年後体験できて、非常に有意義で、貴重な経験ができました。自分の人生を振り返ってみて、振り返るほどまだ年とっていないんですけども、70近くまでなってきましたけども、記憶に残るといいますか、非常に印象深い仕事というのはそんなに数えるほどしかないんですけども、例えば、私でいえば30代の後半に海外でプラントの仕事ですけども、現地の方と一緒にものづくりしたりなんていうのが非常に印象深い、自分の記憶としては残っている仕事なんですけども、今回の裁判員裁判というのはそれにも劣ると思わない、全く同じ、僕にとっては非常に価値ある、印象深いお仕事をやらせていただいたという感じがしました。それはどうしてかという、一つは年齢も私みたいなもう本当に70に近づいている年の方から、若い、まだばりばりの30代の会社員の方だとか、年齢もそれぞれ違う。もちろん職業もばらばら。そして、それぞれがそこまで生きてきた、自分が背負ってきた背景というものもそれぞれ違いますね。そこに裁判長、裁判官の方が加わって、一つの担当した事件にいろいろ議論して、いろんなことを言うわけですよ。だから、それぞれが背負ってきた背景によって、

やっぱり一つの事象でも随分いろんなもの見方だとか考え方が違うというようなことを経験できたんで、僕にとっては非常に貴重で、新鮮でした。そういう意味では、そうなんだ、こういう考え方があるんだとか、あるいは、全然僕と違うんだな、もの見方がというのが分かりましたんで、恐らくその方が裁判に至るまで自分が背負ってきた、いろんなそういうものがそれぞれ違うので、逆に言うとそれが、それをまとめて、最後は一つの量刑を出していくんですけども、そういった意味では非常に裁判員裁判というのはその辺がすごくいいのかなと思いました。あと、それが終わってから、自分に何か変化あったかなというようなことをいろいろ考えてみたんですけども、日常、テレビだとか、新聞だとか、いろんなものでさまざまな事件が起きていますけども、それに対しての見方というか、特に裁判員裁判についてはちょっと気になりますね。自分だとどう考えるかなとか。ですから、そういった一つのいろんなものの事件だとか出来事を今まではぼやっと見ていたんですけども、ちょっと深くものを見るようになったというところは非常に良かったと思います。先ほど司会された方から言われたんですけども、僕が担当したのは、母親が自分の息子を殺害したという事件なんです。だから、そういう意味ではいろいろ考えさせられることが非常に多くて、自分自身も家族って一体何なんだろう。僕がこうやって今あるのはやっぱり核になってというか、ベースになっているものはもちろん家族だと思いますんで、非常に母親というか、自分のお腹を痛めた子を、何の理由があろうとも、殺害しちゃうということが、一体その背景には何があったんだろうといろいろ議論していく中で、改めて自分の家族にそれを振り返って当てはめたときに、改めて自分が今までコミュニケーションが非常に足りなかったりとか、あまり優しくない父親だったりとかというようなこともあったんですけども、この経験の結果から、今は随分家族に対しても優しくなったと思います。娘たちに対しても非常にコミュニケーションが、もう自分の方からとるようにしていますし、そういう意味では変わったかと、随分家族に対して以前よりは優しくなれたし、コミュニケーションをとれるようになったんで、そんなことが経験した人が一人でも二人でも

そういうような方が増えれば、非常にこの裁判員裁判というのは意味のある非常に価値ある制度だろうなと思います。

司会者

裁判員制度が家庭の円満にも一役買っているということを聞きまして、嬉しくなりました。さて、この場には専門家にも出席をいただいています。まず、検察官からお願いいたします。

検察官

水戸地検の公判係の検事をしております菅野と申します。この中では、8番さんが担当された事件でも裁判に立ち会いました。今日は、裁判員の方々の生の声を聞ける機会ということで参加させていただいて、ありがたく思っております。検察官の裁判での活動について、いい面も悪い面も含めて、忌憚なき御意見をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

司会者

それでは、藤田弁護士、申し上げます。

弁護士

茨城県弁護士会の弁護士藤田です。どうぞよろしく申し上げます。今日このような意見交換会に参加させていただきまして、大変ありがたく思っております。弁護士会では、弁護士の年齢層も違えば経験年数も違いますので、個々の弁護士の弁護活動について研修やいろんな意見交換の機会を設けて、弁護士同士の中でも裁判員裁判に向けての研修というか、研さんを行っているところではあります。ただ、やはりどうしても弁護士の立場というのは、裁判にかけられた人に対して、そのいい面を主張したりとか、例えば、この事件について無罪になるということを主張したりして、なかなか国民の皆様はその立場を理解していただくのが非常に難しいという面もございます。そういった面で、実際に裁判員を経験された皆様の御意見を今日頂戴しまして、また会内での研修やそういった研さんの機会に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

司会者

それから、裁判所からは裁判長を務めた佐藤判事が出席しています。

裁判官

裁判官の佐藤です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。水戸地裁刑事部には二つの裁判体があるんですけども、B合議体の裁判長を務めております。今回参加していただいた皆様は、全員私と一緒に裁判を担当させていただきました。本当にその節はどうもありがとうございました。先ほども少し話をさせていただく機会があったんですけども、それぞれの事件を思い出したりして、大変懐かしく思った次第です。今回は、被害者が亡くなった事件、あるいは殺人未遂事件、そういった事件の精神的な負担があったかとか、そういったことも含めて、忌憚のない御感想をお聞かせいただけたらと思っています。私がいるからといって遠慮しないで、ぜひ辛口の言葉も含めて御感想をいただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、中身に入らせていただきます。話題事項がお手元にあるかと思いますが、話題事項1は既に終わったつもりでおりまして、順番に2番、3番、4番、5番とお伺いしていきたいと思っています。話題事項2は、まず法廷、裁判の法廷での審理の様子についての感想を伺うものです。ちなみに、3番は、今度はそれが終わって、評議室に入って評議をする時の内容について伺うものです。ですので、まず裁判の法廷での出来事について、皆さんの感想とか御意見を伺いたいと思います。ここにありますように三点ありますが、いずれでも結構ですので、特にその中でも印象に残った点は何ですかという(1)と、それから分かりにくいと思ったことはないかというこの二点、そして三点目が見たくなかった証拠というようなものがあったかどうかという点をちょっと伺ってきたいと思っています。8番さんからお願いいたします。

8番

印象に残った点ですね。僕が強烈に印象に残った点は、今4番さんもちよっと先ほど感想の中でおっしゃっていましたが、裁判員裁判というのは基本的に我々もそれに出て、法廷に出るわけですが、被告人だとか関係者に質問や何かするというのは、裁判長と裁判官がもう99パーセント、80パーセントぐらいは占めて、ほんのちよっと我々裁判員がちよっと質問して、その後またみんなで評議すると最初思っていたんです。でも、佐藤裁判長もここにおられますけども、何か質問したいことがあれば、ちよっと僕に合図くれれば、指してすぐそのようにするから、遠慮せずにとも言ってくれましたし、自分自身も、ちよっとこういうことを被告人に聞かないと量刑を決めるときにどうも納得がいかないと、自分自身の整理がつかないというようなことがありまして、割と僕たちの裁判の中でも裁判員がかなり質問しました。ですから、それはすごく印象に残っています。そういうことというのは、逆にそんなにやっちゃいかんのかなと最初思っていたもんですから、もちろん、こういうことを専門にやっている裁判官の方や裁判長が聞いたのを僕らがそれを聞きながら、それを後で持ち帰って、そこでいろいろ議論する、そんなパターンだろうと思っていましたが、全く違いました。今日、ちよっとたまたま私しか出ていないんですけども、僕以外でも随分いいポイントを聞いていました。だから、その辺を素人というか、初めてこういうものに出て、自分でここを聞いておかなきゃ何とも量刑を決める合点がいかないなというようなことは必ず一つ、二つ持っていたと思うんですね。だから、そういうところを素直に裁判長のほうが振ってくれて、質問させてもらいましたんで、こんなに裁判員が同じように質問できるんだというようなのもすごく印象深かったです。あと、分かりにくい点はなかったかという今の話ですけども、それは特に感じなかったです。できれば見たくなかった証拠等がありましたかというのは、僕の担当した裁判というのは殺人ですから、凶器が刺身包丁だったんです。見たい方は見てくださいと言っていたいたんですが、僕は見なかったんです。なぜ刺身包丁見なかったかという、包丁というのはもうふだん家庭の中に簡単に誰でも、子供でもそれを取り出して、キュウリ切ったりするよう

なものですよね。だから、よくよく考えてみると、僕の担当した事件というのは刺身包丁で自分の我が息子を刺しちゃったんですけども、それというのはよくよく考えていくと、包丁は我が家にもあるなど。これは、もう僕でも女房でも子供でもいつでもオープンに持ち出せると。まさかそんなことに使うなんていうことは夢にも思わないものですから、ですからそういうものでやっちゃったという、だからやる気になれば僕でも、家庭にあるそういったものを持ち出してやれるわけですから、何かそのようなこともあって、ちょっと遠慮しておこうということで、刺身包丁は自分は見なかったです。ほとんどの方は見たみたいですが、僕は遠慮させてもらったんですけども、そういう意味で、できれば見たくなかった証拠というのはありましたかということに対しては、僕は刺身包丁はちょっと見れなかった。そういういきさつがありました。

司会者

今のお話は、法廷では実際に皆さんに見ていただくわけですよね。その後また評議室で改めてもう一回見るかということについては、御遠慮されたということですね。

8番

そうです。そちらの方の話です。

司会者

ありがとうございました。7番さん、お願いいたします。

7番

今回法廷で見た証拠というのは、殴られたときのレントゲン写真と、あとハンマーの現物を見させていただいたんですが、よく本当の写真を見るだとか、そういうので、見ないと本当の怖さが分からないとか、そういうのがあると思うんですけども、今回の場合はレントゲンとハンマーで十分けがの大きさだったり、被害者の恐怖だったりというのは分かったので、レントゲンであればそんなに、多分そういうのが嫌いだという方もそんなには衝撃的なものではないので、工夫すれば事件の被

被害者の状況というのを想像できるものになるのかなと思いました。結構そういうところがみんな嫌だというのが話になるので、私はこれで十分だったかなと思います。あと、印象に残った点というのは、ちょっと被告人もあまりしゃべらないし、家族もあまりしゃべる方ではない状態で、弁護士の方がすごく彼らのことを彼らの身になってしゃべっているのがとても印象的で、更生させるためにいろんな証人を連れてきたりとかして、話させていたりとか、すごく親身になってやっているなというのはちょっと想像していたよりもしゃべり方がうまかったんですけど、何か話がもうみんなそっちに聞き入っちゃうぐらいで、でも本当にそういう気持ちがあってやっているというのが本当にひしひしと伝わってきたので、そこはとても印象に残っていますし、その後の評議していく中でもやっぱりその辺は効果あるのかなという感じはありました。その印象が強かったです。あとは、先ほども話しましたが、分かりにくい点というのは特にはありませんでした。大体は大きい文字で、パワーポイントで回していただいたので、特にはなかったです。あと、防犯カメラの映像はあまり鮮明ではなかったですが、証拠としてはよかったと思います。

司会者

防犯カメラの映像というのは何を映したものですか。

7番

犯行があったお店の外の防犯カメラなので、被害者が逃げてきて、被告人が後ろから追いかけてきてという時間的なものを計る感じだと思うんです。

司会者

横のほうに何時何分と表示されているものですか。

7番

そうですね。秒数が出る感じで。

裁判官

結構ちっちゃい映像でした。

7番

多分そうだろうという感じなんですけども、それ以上そういう物理的な証拠というのは他になかったかなと思います。

司会者

あと、先ほどおっしゃったのはレントゲン写真、被害者のですか。

7番

後頭部とか腕だったりという。骨が陥没しているのがはっきり分かるような鮮明なレントゲン写真がありました。

司会者

分かりました。ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。

6番

審理に関して印象に残ったことなんですけど、検察側と弁護側の双方の陳述でしたっけ。

裁判官

最初に行う冒頭陳述ですね。

6番

その後の流れで、何かやっぱり双方の力量が感じられました。

司会者

もうちょっと具体的にお願いします。

6番

弁護人の声がすごく小さくて、全然聞こえなかったんです。裁判長の佐藤さんが何回も言っているのに全然直さなくて、これじゃ被告人に対して不利だなという印象を受けました。あと、紙の説明みたいな資料をいただいてもやっぱり検察側の方が分かりやすかったです。その差がやっぱり分かりました。あとは分かりやすかったのは先生のお話でした。専門知識がなくても、頭に入ってきて、病気に対する理解も深まったような感じでした。

司会者

今おっしゃった先生というのは、被告人の精神状態と申しますか、それについていろいろ説明をしてくれたお医者さんという意味ですか。

6 番

はい、そうです。その方もパワーポイントを使っていましたよね。

司会者

かなり内容的には恐らく非常に専門的な内容がたくさん含まれているのかと思うんですけども。

6 番

それをかみ砕いて、一般の人にも分かりやすいように、文字で細かく説明してくださいって、だから病気に対する理解が深まりました。その後の評議ではすごく参考になりました。

司会者

評議中、証拠の中で何かちょっと抵抗のある証拠とかというのはなかったですか。

6 番

私たちのときは、死体の写真はなかったもので、特にありませんでした。

司会者

ちなみに、そういう写真が仮にあったとしたら、やっぱり抵抗はあるものでしょうか、それともそれはむしろ見るべきだというふうに思われる方もいらっしゃると思うんですが。

6 番

裁判員になる前ですか、なった後ですか。

司会者

裁判員として実際に証拠を見て判断する立場になったときはどうでしょうか。

6 番

裁判員としては見るべきだと思います。

司会者

見るべきだと思う。

6 番

はい。証拠は全てと思いました。評議につながらないから。

司会者

評議をするためには必ず見るべきだと。

6 番

私はそう思います。

司会者

分かりました。5 番さん、お願いいたします。

5 番

私は、法廷の中で印象に残った点は、まず罪状が殺人ということだったので、被告人が入ってきたときに、自分が考えていたイメージと全然違って、何かすごく怖い感じの人が入ってくるのかなと思っていたらば、ごく普通の、どこにでもいる感じの、ちょっとおとなし目の感じの、何か殺人を犯すような人には思えないような感じだったので、ちょっとそこら辺がギャップがあったというか。それと、証人に来ていた被告人のお兄さんなんですけど、姿を見ていて、多分あの中に、法廷の中にいた人たちは、殺人を犯してしまった人のお兄さんという目で見っていたのかなと思うんですけども、被告人の弟のことを思って、ここにまで来ても証人になろうと行って来たお兄さんのことがすごく印象的で、ちょっと下向いて、うつむいた感じで、何か私から見ているらば、ちょっとお兄さんかわいそうだなというようなところが印象に残ったところと、最後の佐藤さんが判決を被告人に言ったところなんですけど、佐藤さんからあらかじめちょっと大きい声で言いますよということは聞いていたんですけども、判決のときに、被告人に、自分はそういうことをしてしまったんだから、罪を償って、これから更生して、やっていかなきゃいけないんだよということを感じ取ってもらえるように、何かちょっと大きい声で言ったのかなと思って、すごく印象に残りました。分かりにくいって感じた点はあまりなくて、その

都度説明していただいていたので、分かりにくい点はなかったと思います。あと、証拠等なんですけど、特になかったです。できれば見たくないみたいなところはなかったです。

司会者

分かりにくい点は特になかったと、それは説明をしてくれたからというお話だったんですけど、それはそういう証拠調べの後、評議室で裁判官から説明があったからという意味ですか、それとも法廷で当事者の方でその意味内容をちゃんと説明してくれたので、分かりやすかったという意味ですか。どちらでしょうか。

5番

評議室のほうだったと思います。

司会者

そうすると、もし裁判官がそういう説明をしていなかったら、法廷だけではちょっと内容は分かりにくかったというのはあるんですか。

5番

そんなことはなくて、前もっていただきましたよね。こういうことで事件が起きましたみたいな、そういうのも読んでいましたし、あと検察側の弁論とか、そういうのも聞いていて、特にそんなに分からないなみたいなところは感じませんでした。

司会者

分かりました。ありがとうございました。4番さん、お願いします。

4番

私が印象に残った点といたしましては、まず、被告人の顔がいつまでも裁判が終わった後までも結構強く印象に残りました。初めは、すごく怖い人とか、そういう人が出てくるのかと思いきや、本当に自分と変わらないような普通の人が出てきて、その人に対して真剣に考えたせいなのか、顔を合わせて見る時間的には、裁判官の方々の方が長い時間だったはずなんですけども、今振り返ったときに、一番誰の顔が覚えているかというと、やはり被告人の顔が一番強く印象に残っています。

なので、今でもよく新聞なんかで、特にこの裁判員に参加したということもあって、新聞でそういう似たようなニュース、関心を持つようになったんですが、そういうものを見たときに、ちょっとしたときに顔がはっきりと思い出してしまうときがあります。また、もう一点印象に残った点としては、やはりドラマの見過ぎだと思っただけでも、ドラマの中と実際の裁判の進め方というか、そういうのが全然違うというのはすごく印象に残りました。その中でも、やはり先ほどの6番の方と同じ意見なんですけど、逆に何か7番の方のときには弁護士がすごく良かったという話なんですけど、やっぱり私の中にはちょっと弁護士の方が、声の調子とか、そういうので決めてはまずいんでしょうけれども、何か聞き取りにくく、自信なさげで、ちょっとすごく物足りないという感じがかなり見受けられて、私が事件を起こすということはもちろんないほうがいいんですけど、私がもし事件を起こしたときには、できればもうちょっといい弁護士をお願いしたいなとちょっと思っていました。また、分かりにくい点ということについては、特にありませんでした。特にモニターで図表解説なんかもあり、精神鑑定に関する専門医の話なんかは特に難しい部分だったと思うんですけども、そこもよくかみ砕いていて、特にそこがすごく分かりやすかったです。また、できれば見たくなかった証拠というものについては、私の裁判のときには特にそういう証拠写真みたいなのがなかったので、見なくて済んだんですけども、もしあったとしたら、やはり血のついた包丁、ナイフのような、そういう生々しいものはできれば見たくないかなと。ドラマで笑いながら見るというのと、ここで見た後にそれに関してじっくりと考えていくというのでは、やはりインパクトが違うと思いますし、実際包丁なんかは、私料理をして指切ったときがあるんですけど、何かそれ以来やっぱり包丁がちょっと怖いなって思うようになりましたので、やっぱりテレビとは違った印象になると思うので、できれば見たくはないものだと思います。

司会者

どうもありがとうございました。3番さん、お願いします。

3番

私が印象に残ったというのは、スポーツタイプの車両がスピードを125キロも出して、カーブを曲がり切れないで、前輪と後輪が真っ二つに裂けて、田んぼの中に30メートルぐらい先に飛ばされていた、それが強烈な印象でした。同時に、同乗者がシートベルトをしていなかったがために、衝突の衝撃で車外に投げ出されて、脳みそが出ちゃったというような話だったものですから、それがものすごく印象に残っています。それが一つと、それから後で出るかと思うんですが、量刑を決める場合に、我々素人が加害者の一生を左右するような量刑を決めるんで、素人の私でそれに参加していいのかなということがものすごく印象に残っています。

司会者

ありがとうございます。2番さん、お願いいたします。

2番

私も同じ事件内容なんですけど、やはり弁護士の方、やはり声が小さかったと思われれます。それとあと、検察側の方は少しオーバーじゃないんですけども、一応125キロとか、135キロとか、後から評議やったときには、確認、ある程度のところまではできるけど、確認できないということになったんですけど、ちょっと少しオーバーぎみかな。一応計算されて出してきたんですけども、そこまでのことはできなかったんですけど、そこはカットされていたんですけど、だから弁護士はちょっと声が小さかった、検察側の方は少しオーバーかなと、ちらっとそうは思いました。それと、分かりにくい点というのはそのスピードの確認ですね。135キロとか140キロとか150キロとか言ってきたんですけど、そこまでは確認できなかったという点が分かりにくかった。あとは、できれば見たくなかった証拠というのは、今回実際亡くなって、先ほど言われた目が出ちゃったとか、脳が出て、その証拠はなかったんですけど、ここでは証拠写真とか、そういうのはうちはなかったんで、その辺は大丈夫でした。

司会者

今の検察官についてオーバーじゃないかという言い方をされたんですけども、それは検察官が主張していた内容と証拠とを照らし合わせたら、そこまでは言えないんじゃないかと考えて、オーバーじゃないかとおっしゃったのか、あるいは、例えば、その検察官の言い方が、述べ方が誇張し過ぎじゃないかというように印象づけられたというような意味なのか、どちらでしょうか。

2番

カーブのところまでの距離は分かっているんですけども、そこで減速した。だけでも多分123キロとか125キロぐらいでのカーブ、それ以上だったら飛び出してしまうのでという判断だったと思うんで、全てがそうだとはできなかつたと私たち評議したと思います。

司会者

そうすると、検察官の主張が、実際に証拠と照らし合わせてみると、そこまではいかないんじゃないかと考えられたと、こういう意味ですね。

2番

はい、そういうことです。

裁判官

争いがない事件だったんですけど、実際証拠を見て、皆さんで評議したら、ちょっと検察官の主張する速度は言い切れないということで、少し低い速度で認定したという判断になりました。

司会者

そういう意味ですね。分かりました。ありがとうございました。1番の方、お願いいたします。

1番

印象に残った点というのは、裁判官と並んでやったときに、被告人の親、やっぱり沈痛な面持ちでいたのがやっぱり印象に残ったし、また被害者の方の親の方も、これから、ここにも書いてあるように、すごく自慢の息子と言われている部分では、

やっぱり沈痛な気持ちだと思うんです。そういった面ではちょっとやりきれなかったかなという気持ちはあります。だからといって、どのように慰めるとか、やっぱりいうのは、結局刑で償って、するほかないのかなというような面持ちで裁判に自分としては臨みました。だから、特に印象に残ったというか、2番さんがおっしゃったように、確かに弁護士の声がちょっと小さかったんです。だから、やっぱりテレビの見過ぎじゃないけど、弁護士だって一生懸命声を大きくして、テレビでは一生懸命かばう。実際はほか見ていないから、分かんないんですけども、そういうところがあるから、そういったところはちょっと残念だったかなという気持ちはあります。あと、分かりにくいということは特になかったし、証拠等は特に、これといった、なかったの、それはありませんでした。

司会者

証拠の関係はどうでしょうか。見たくなかった証拠とかという。

1番

私たちが担当した事件は、そういう嫌な証拠ってないんですよね。

司会者

ちなみに、聞くところによると、8番さんの担当された事件を除いて、それ以外の三つの事件では、選任の最初に皆さんに来ていただいて、くじで裁判員になるかどうか決めるわけですけど、その段階で、そういうショッキングな証拠というんですか、そういうものはありませんということをあらかじめお話ししたと聞いているんですけど、それは覚えておいでですか。そういうのがあるかないかということ、あらかじめやっぱりお伝えした方がいいだろうと裁判長は考えたんだと思いますけども、それはやっぱりそういうことの方がよろしいでしょうか。

1番

でも、やっぱり裁判員に選ばれた以上は、その人の一生を左右されるわけだから、選ばれたなら見たくない証拠も見なくちゃ審理はできないんじゃないかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございます。それでは、ちょっと今の審理について、プロの感想を伺いたいと思います。

検察官

検察庁としてもなかなかいろいろ分かりにくい点はなるべくかみ砕いて、分かりやすく立証するように努力しているところではあるんですが、やはり先ほどちょっとオーバーに感じたというようなお話がありましたけども、やっぱりそういうところは確かにちょっと気をつけなければいけない点なのかなと思いました。それと、さっき責任能力の関係で医師の話が非常に分かりやすかったというお話があったかと思うんですが、その責任能力の立証というのはかなりこちらでも、もともと難しい話なので、かなりどのようにすればいいかなというのは、証言してくださる医師と一緒にいろいろ考えながらやっているところではありますので、今回の事件で医師の表現が分かりやすかったというのは非常に良かったかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。藤田弁護士、お願いします。

弁護士

裁判員を経験された皆様からの声の問題を多数いただきまして、それについては会内でもちょっと私の方から報告をしまして、今後の研修等に生かしていきたいと思っております。一点お聞きしてよろしいですか。情状証人の問題で、先ほどちょっと法廷に御親族の方がいて、かわいそうだったという御意見とか、あとは被告人の親というのを見たのが印象的だったというお話がありましたので、ちょっと関連して、もし御意見いただければと思うんですが、弁護人としては、やはり特に事実関係に争いのない事件の場合には、こちらの立証活動として、主に本人の量刑の部分で、その量刑の立証というのはどうしても御親族とか、たまにありますが、雇用主なんか証言していただいて、本人の今後の監督等についてお話ししていただくというのがほとんどということになりますが、そういったお話を聞いて、何か、評

議の内容はなかなか入れないと思うんですが、量刑の部分で何か、下げるの部分とかも含めまして、何か印象に残った点とかがございましたら教えていただきたいと思います。弁護人としては、なかなかそういう情状証人を探してくる、連れてくるというのが非常に大変な作業でありまして、どういった効果があるのかというのは裁判員経験の方からお聞かせいただければと思います。

司会者

今の御質問に対して、7番さん、お願いいたします。

7番

先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、弁護士の方が更生の手助けをしてくれる活動されている方を呼んできて、証人されていたんです。それは、やっぱりすごく印象的ではあったので、それプラス被告人のお父さんやお母さんがあまりにもしゃべらない方だったというのがあったので、本当に更生できるのかって、そこがやっぱり一番気にかかっていたところなので、ちょっとお父さんもお母さんもお兄さんも自分の生活でいっぱいという背景がありましたので、やっぱりそういう方がいらっしゃるといのは、量刑決めたりするのに直接かかわったかどうかといのはあれですけれども、うれしい気持ちにはなりました。

司会者

やっぱり被告人がちゃんと更生するかどうかというのは裁判員としても非常に気になるし、その上でやっぱり証人がその点をちゃんと証言してくれたというのは役に立ったという、そういう意味ですか。

7番

そうです。亡くなった事件ではないので、被害者の方の気持ちもちょっとやっぱり考えなきゃいけないという両天秤なところはあったのはあったんですけれども。

司会者

ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。それぞれの事件で同じような情状証人と呼ばれる人たちが法廷で証言してくれたと聞いたんですけども、実際

にそれが自分の判断をする上で役に立ったでしょうか。

8番

役に立ちましたね。

司会者

8番さん，お願いします。

8番

つまり僕の担当したのは，先ほどもちょっと話したけども，自分のお腹を痛めた長男を殺害しちゃった。一人っ子じゃないんで，お姉さん，妹でしたっけ，娘さんも出てきたんです。それで，娘さんにしてみれば，加害者が母親で，被害者がお兄ちゃんみたいな，非常に複雑なあれですよ。そういった娘さんから，今実際にお兄ちゃんが殺されちゃったわけですけども，そういったことを起こしたお母さんに対して，今どんな心境か，心情かというようなところも述べる機会があって，それは非常にそれからの審理というか，後で評議の方でいろいろみんなで話す上で非常によかったと思います。ですから，そういう家族だとか，そういう情状酌量の余地のあるようなことに関わるような人が出てきて，非常にそういう複雑な事件に関しては，考えを言ってもらおうということは非常に役に立つかなと思いますけども。

司会者

ありがとうございました。他に，1，2，3番の方々のされた事件と4，5，6のされた方々の事件は弁護士の声が小さいという意味ではちょっと評判があまりよくないんですけど，ただ中身として，例えば，そういう証人が来たことについてはどんな感想をお持ちでしょうか。5番さん，お願いします。

5番

被告人のお兄さんが来て，刑を償った後にお兄さんが一緒に住んで，被告人と生活していくって，被告人の面倒を見ていく的なことを証言のときにたしか話していたと思うんですけど，そういう点では，例えば，刑を償った後に社会に出て，誰もそういう人がいないよりは，そうやって言ってくれる人がいるというところで，被

告人本人も、お兄さんと一緒に住んで、ちゃんとやっていけるんじゃないのかなというところと、やっていってほしいという気持ちがありました。

司会者

分かりました。ありがとうございました。藤田弁護士、こんな感じでよろしいですか。

弁護士

はい。

司会者

それでは、次の話に移ります。今度は、評議室に戻られて、その中でのいろんなお話しされたと思うんですけど、そのときの感想、意見について伺います。話題事項3にありますように、一つは時間配分とか雰囲気という、中身よりも、全体としてどのように進められたかということと、あとはやっぱり議論の中で難しいなど、よく分からないなどか、あるいはここに書いていませんけど、もうちょっと議論したかったとか、そういったことでも結構ですので、感想を伺いたいと思います。1番さんからお願いします。

1番

時間配分とか雰囲気は、とても良かったです。別に佐藤裁判官がいるから、言うわけじゃないんですけども、人の一生を決める審理だから、言葉として、楽しい審理の仕方というんですか、私はそのように捉えて、裁判員になってきたことに対しては、逆に苦痛には感じなかった。だから、言葉としてどのような言葉を使ったらいいのか。刑を決めるから、重い審理なんですけども、時間的な配分、雰囲気はとても楽しかったです。あと、判断が難しいというのは、交通事故なので、若いから、やっぱりそういうむちゃなことをしたことに関しての刑を決めるのにはやはり難しいとは感じました。

司会者

ありがとうございます。2番さん、お願いします。

2番

評議では、やはり私も危険運転致死傷で、裁判官に、このことに関してちょっと原文を見せてほしいとお願いしたんです。そうでないと、量刑を出すときに、そのときにはまだ量刑の出し方が分からないですけども、一応原文を見て、それであるとは解釈の違いじゃないかというのがちょっとあったもので、原文を教えてもらいたいと。

司会者

原文とおっしゃったのは法律の条文ですね。

2番

そうです。それで、別に私は法律の全然専門じゃないんですけど、やっぱりこのことに関してどういうことを言っているのかというのをまず一つ知りたかったんで、それで見せてくださいと言ったんですが、そのとき見せてくれましたけど。あとそれから、そのことに対しての解釈の違いが知りたかった。そうでないと、どのようになってしまうのかというのが分からなかった。それが一つありました。あとは、時間の配分とか雰囲気は裁判長の方ですごくよくしてくれたんで非常によかったです。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いします。

3番

時間の配分ですけども、これは適正だったと思います。裁判長がいろんなこと、我々素人にいろんなことをかみ砕いて、優しく教えてくれて、よく理解ができたと思います。それと、判断が難しかったというのは、先ほども申し上げましたとおり、やはりその人を裁くわけですから、我々裁判員がそれに加担するわけですから、その人の一生を左右するわけです。今2番さんが申し上げたとおり、いろんな条件、いろんな判例といいますか、それらを見せていただいて、ああ、なるほどなということで、大体落ちつくところはこの辺だろうという我々9人で合議して、その結論に達したわけです。それもこれもやはり裁判長の御指導があったからこそだと思います。

います。

司会者

特に刑を決めるというのは結構難しいと思うんですけども、こういうことを考えて、こういう順番で判断していくんだということは、恐らく裁判官の方から説明があったと思いますけども、その辺で疑問を感じたりはしなかったですか。

3番

そうですね。我々素人ですから、裁判長の例なんかを聞きますと、なるほどなと思いました。

司会者

ありがとうございました。4番さん、お願いいたします。

4番

まず、雰囲気とかについてなんですけれども、裁判長を始め裁判官の方々も、これでもかというぐらいすごく気を使っていただいて、それでかみ砕いて丁寧に教えてくださったので、とてもよかったです。時間配分については、私の担当したときは計4日ありまして、それでそのうち2日目の夕方少しと3日目が評議だったかと思うんですけども、その後、評議を丸一日使って、みんなで考えた後、その日の夕方に、刑がどのぐらいになるかというのを一回みんなで考えまして、そこで完全に決定というわけではなく、それを一回また一晩寝て、次の日の朝もう一度、最終日の朝もう一度本当に最終決定しようといったときに、やはりそういう意味で人の今後を決めるというその大きな重大な話を整理して決めるのに、やはり一日置いたというのはとてもよかったですと思います。そんな中で、やっぱり判断が難しいと考えたのは、量刑グラフ、あちらがやはり私は難しく感じました。どのようにして、このような内容だから、刑の重さ、実際の刑の幅には結構な幅があって、今回の事例がそれをどの辺りの刑の重さになるか、そういうのを量刑グラフで照らし合わせてという感じだったかと思うんです。このような決め方も分かるんですけども、それが他の事例とのバランスを考えたりする必要も出てくるとは思うんです。ただ、

そのほかの事例、判例というんですか、それがどのくらいだ、どうだったかというのは、やはり今回の私たちが担当した事件を見ても、一概に事件の裏にはこういったいきさつがあってとか、すごく深い内容があるので、それを簡単に一文、二文で他の人も分かるように表せるというのは難しいと思うので、そうすると本当こういう量刑グラフでやっていくしかないと思うんですけれども、ちょっとそこの方が実際やってみて、本当にこれでよかったのかとちょっと後になっても考えてしまうときがありました。最終的には、それでもプロの裁判官の方を含め、みんなで9人を出した結果なので、こちらが一番妥当なんだと自分の中でも整理はしたんですけれども、やはり何かその辺の考え方、整理の仕方が難しいと感じました。

司会者

ありがとうございました。5番さん、お願いします。

5番

時間配分や雰囲気は、皆さんから活発な意見というか、みんなが意見を出すことができ、雰囲気もよく評議できたかと思います。時間配分も、ある程度は決められていて、何時ぐらいまでかというところがあって、その中でできたんですけど、やはり被告人の一生を決めるのにはちょっと時間短いかなと思ったんですけども、でもきりがないので、やはり決められた時間で決めていかなきゃいけないのかなというところがありました。判断が難しいと感じたところなんですけど、今回の担当した事案で殺人に至ってしまうまでの経緯というか、その辺を読んだときに、やった行為に対して決めるという説明を聞いていたんですけど、少しだけ情状酌量じゃないんですけど、こういうことがあったからというのが含まれるということだったんですけど、自分の中では殺人に至ってしまった経緯の方が何かすごく印象に残ってしまって、こうだったら、じゃこの人は殺人を犯さなかったんじゃないのかなみたいなのところが、もうそっちの方が強くなっちゃって、やってしまった行為よりも周りの情状酌量の方が何かだんだん自分の中で大きくなっていったところかちょっと判断が難しいなって感じたところでした。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

6番

今までで何か言ってもらっちゃったんですけど、情状酌量の部分を自分の中で決める、自分の意見を決める 때가一番難しかったです。二日間の審理で私の感情がすごく激しく揺れ動いて、いろんなことを考えて、整理しづらかったというのがありました。それとはちょっと別に、さっきの量刑グラフでしたっけ。私たちが参考にする上で、私はちょっと助かりました。というのは、ランダムに選ばれた6人、補充の方が2人ですけど、もし軽いにしろ、重いにしろ、意見が極端に偏った場合がとても怖いというか、同じような事件でも、もし重い、軽い意見が偏る場合もあると思うんです、ランダムなんで、人が集まるのが。それで決めるときに、やっぱり判例を参考にして、グラフにして見て、それはあくまで参考ですけど、として見させてもらうのにはちょっと私は助かりました。指針となるものがなかったんで。ちょっとうまく言えなくてごめんなさい。

司会者

よく分かります。ありがとうございました。7番の方、お願いします。

7番

時間配分や雰囲気なんですけども、もう皆さんおっしゃっていたように、大変気を使っていたいて、恐縮なぐらいで、気持ちよく5日間過ごすことができました。休み時間なども適度にとっていたので、特に疲れちゃうなんていうこともなく、特に問題はなかったと思います。判断が難しかった点なんですけど、やっぱり殺意があったかどうかというところです。これは、多分最後までみんな引きずっていたとは思いますが、犯人の気持ちではなく、やった行為が危険かどうかというところで判断するというのを何度も言われて、分かってはいるんですけど、必ずやっぱりって、何かやっぱり出てきちゃうというのはずっとありました。あと、量刑を決めるところは、皆さんおっしゃっていたように、量刑グラフはやはり役に

立ちました。ただ、全ての事例が同じ状況ではないので、ある程度自分の気持ちはちょっとおいて、ロジカルに、妥協してというか、ある条件はもう排除して、一つの指針で絞っていくというやり方はすごいなとちょっと思いました。最終的に、最初はもちろんこんなばらつきあったんですけど、一つ一ついろんな視点で狭めていくと、不思議と一つに大体まとまっていったというのはちょっと驚きました。

司会者

ありがとうございます。今おっしゃった殺意の部分ですけど、若干引きずったというおっしゃり方をしたのは、殺意という言葉から、やっぱり人を殺すつもりとか、気持ちとかというふうに取り取られて・・・。

7番

気持ちの方を、犯人の気持ちを考えたときに、本当に殺す気まであったかなって思ったときに難しかったです。

司会者

殺すというつもりまではないんじゃないかと思いつつ、でも危険性は高いんで・・・。

7番

やった行為は危険だなという、説明を受けて。

司会者

そういう場合は殺意があるんだよという説明を受けて、そうかなというのがちょっとという意味ですか。

7番

そうだなって思って、いろいろ考えるんだけど、また出てきちゃうというのがあって。

司会者

分かりました。ありがとうございます。8番さん、お願いします。

8番

時間配分は、特に問題なかったと思います。雰囲気は、本当に私を除いた7人の方がおっしゃっていたとおり、佐藤裁判長、今日、ここに出席されている瀧田裁判官が非常に努力してくれたというか、裁判員が本当に気軽に話せるような雰囲気づくりを本当にやっていただいたんだなということは本当に感じました。一度ランチをみんなで食べに行く機会も作っていただきまして、そこで事件以外にも、ごくごく日常の当たり前のお話なんかもさせてもらったりなんかして、僕の持っていたイメージというのは、裁判長なんていうのは本当に無口で、権力というか、権威ある人ですので、ちょっと怖いというようなイメージと、本当に必要なことぐらいしかしゃべらない。もちろん他の裁判官のイメージもそうなんですけど。でも、佐藤裁判長とざっくばらんにいろいろお話しさせてもらったり、瀧田裁判官もそうなんですけども、プライベートならば多分今風の若者なんだろうなというような感じがしたもんですから、そういう意味でものすごく私たちがしゃべりやすいような雰囲気は本当に努力して作っていただけたんだなというような気は今思います。判断が難しいと感じた点はありましたかということなんですけども、事件の内容が内容なんで、本当に物的証拠だけと起こした事柄だけで判断すると、これとんでもない、殺人事件ですから、それこそ懲役何年でもおかしくないんですけども、自分の産んだ、お腹を痛めた子に手をかけちゃうというところに至るまでの、もちろん長男からいろんな暴力を受けたり、お金を無心されたり、いろんなこと、辛いことがあって、被告人そのものがちょっと軽い病気になっちゃったようなこともありましたんで、そのような内面、なぜそんな事件を起こし、我が子を至らしめなきゃいけなかったかというその内面を、実際に自分が量刑を決めるときに、どこまでそれが、だから許されて、懲役何年というところを決めていいのかというのが非常に難しかったです。ですから、最後はそこに評議していた全員が量刑グラフできれいな正規分布はしていなかったんですけども、皆さんの意見の一番集約される部分のところの刑に収まったということで、非常に量刑の決め方としたら極めて当たり前な、民主的なこれがやり方なんだろうなと自分は納得しました。

司会者

ありがとうございました。今の評議について、全体、佐藤裁判長の方から何かコメントありますか。

裁判官

たくさんお褒めの言葉を、私がいるから、サービスも多分かなりあったと思うんですけど、その中でちょっと教えていただいてという話が少しあって、その意味をいつも最近考えているところなんですけど、裁判の証拠というのはやっぱり法廷で明らかにしなくちゃいけないこと、そこはやっぱり裁判所としても、戻ってきて、評議室でやってはいけないんで、その一方で、解釈とかはちゃんと説明しなくちゃというところを分けながらうまくやっていくのが難しいなと思っています。その辺が私の方のリードがあまりうまくなくて、結局説明みたいになってしまったところもあったのかなと今ちょっと反省しているところでございます。

司会者

それでは、記者の方から経験者の皆さんに質問していただいて、回答いただくという機会にしたいと思います。

茨城新聞

茨城新聞の記者です。本日は、傍聴させていただきまして、ありがとうございます。いろいろ事前に何を聞こうかなとか考えてきてはみたんですけども、実際皆さんのお話を聞く中で、ちょっとあわせて考えてみたのが、皆さんの担当された事件ではそういうケースはないかもしれないんですけども、事件の発生から時間が経った事件、例えば、発生時は6年半以上前で、裁判員裁判制度がなかったような時期に起きた事件が今裁かれているというものがあります。例えば、先日無罪判決が出ました東京高裁で判決になりました菊地直子被告、オウム事件の被告事件などは、一審裁判員で裁かれたものが二審で覆ったというようなこともあったんですけども、私の方でお伺いしてみたいのは、皆さん、もしそういった裁判に出たときがあったとしたらどのようにお感じになって、やりたい、やりたくないという部分も含めて、

御感想というか、今どのように感じられるのかをお伺いさせていただければと思います。

司会者

ありがとうございます。今の質問なのですけれども、いかがでしょうか。2番さん、お願いいたします。

2番

私もそれ一応知りたかったんです。一審で裁判員入れて、例えば、死刑とか持っていくますね。それで、控訴されて、最高裁の方に行って、覆される。もしされた場合には、僕は二つ考えているんです。一審であれだけ評議やって、結果が出たものをやった。それはそれでもういいと、捨てる考えですね。もしその人がまた控訴されて、二審でまた同じような、死刑なら死刑と持っていくますね。でも、納得しないで、また控訴で上がっていきます。最高裁の方で地裁に差し戻しになり、無罪だと言われたときには、私たち評議していっているうちのやつは、悔やむか、それとも一つ一つ捨てるか、そういった考えと思っているんですが、私は一審でやった場合には、これでもう自分の義務は果たしたとは思っていますけど、当然気にはなります。気にはなりますけど、一応やっぱり最高裁まで上がって行って、その結果が出た場合には、それで従うしかないなと思って、一つの義務は果たしたなという切る考えしか私は思っていないんですが。ほかの皆さんはどうかなと思います。

司会者

記者さん、今のお答えとの関係で、もう少し、こういう点を聞きたいというのがありますか。

茨城新聞

私どもが見ているのはあくまで法廷の中でのことで、ある意味皆さんと一緒にであり、ある部分では評議を見ていないので、違う部分もあります。今日、聞いてみて、改めてそうだなと思ったのは、やはり長い時間評議をされて、被告人にどういう刑を与えるかというのを皆さん決めているわけですね。それが、2番さんがおっし

やるとおり、ある意味、覆されれば、捨てることになるわけですが、2番さんは、ただそれはそれで、もう結果として上告審の決定には従うしかないのかなというお話ありましたけど、やはり長い時間をかけて、一人の人生を決めると皆さんおっしゃっていますけれども、判断をしたものが覆されることに対する無念さというか、あれだけ時間をかけたのに何だよという気持ちが出てこないのかなというように、そういう事件を担当されたわけではないので、なかなか難しいとは思いますが、どうお感じになるのかなというのを少し聞いてみたいと思います。

司会者

ということですが、さらにちょっと議論を進めたいと思います。御自分の事件が、控訴された事件もされなかった事件もあるかと思いますが、仮に控訴されて、破棄されたと思ったら自分はどう考えるだろうと想像してみてください、お考えをお聞かせいただきたいんですけど。どうぞ、お願いします。7番の方。

7番

控訴されて、最高裁でそういう決断が下ったら仕方がないという2番さんと、納得するしかないんですけども、そのときに理由はやっぱり知りたいかなというのがあります。最近ちょっと何個かあったので、新聞の記事を読んでいるだけではちょっと納得できないなと思ったので、理由は知りたいなとは思いますが、どうすることももちろんできないので、受け入れるしかないと思います。

司会者

他の方はいかがでしょうか。どうぞ、1番の方。

1番

結局無罪判決って出ましたよね、新聞社の方がおっしゃる。一審では有罪だったんですよね。そのときに、二審、最高裁で無罪になったのかな。

司会者

今度は高等裁判所ですね。二審で。

1番

二審で無罪になったのね。そのときに、一審で有罪、二審で無罪、じゃその一審で決めるときの当然評議しますよね。何が足りなかったんだろうという、私としてはそのように感じます。

司会者

それを知りたいと思われるということですね。

1 番

知りたいとは思わないけど、結局そういう今までのいろんな事件があると、例えば、本当に無罪なのに有罪で何年も拘束されている事件もありますよね。だから、それに踏まえても今回の有罪がなぜ無罪になった、一審で有罪だった、二審で無罪なのは、それには何が足りなかったんだろうと、知りたいとかじゃなくて、それは私も何が知りたいとか、そういうんじゃないかと、何が足りなかったんだろうという気持ちです。だから、今無罪だったのが有罪でずっといる。それもやっぱり逆の立場で、何が足りなくていつまでも有罪でいるのかという、それもありますよね。

司会者

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

茨城新聞

もう一点だけ、質問を変えますけども、なかなか御自分で経験されていないことを答えにくいと思うんですけども、今度はちょっと経験されたことの話で、先ほどの菊地直子被告の場合なんかでは、本当に20年近く前に起きた事件で、記憶も薄れているような中で、それを出された証拠で掘り起こしながら、恐らく東京地裁の一審というのは決めていかれたんだと思うんです。皆さんにお伺いしてみたいのは、場合によっては新聞などの報道で見た事件を担当するということもあり得ると思うんですけども、ただ基本的に皆さんは出された証拠のみで判断しなきゃいけないと思うんですけども、ああ、何だ、こういうの出てこないのかなとか思いながら聞いていたりとか、あるいは私が報道で見たのと、この実際の事件の証拠って何か違うのかなか思ったりとか、そういうことを感じながら裁判員を務められたということは

あったかどうかというのを少しお伺いできるとありがたいんですけども。

司会者

今の質問ですけれども、いかがでしょうか。それぞれの事件で報道されたかどうかというのは、大体報道されていますか。割と有名な事件が多いかと思うんですけども、そうすると報道とちょっと違うなとかって思ったとか、そんなことがありますか。

2番

実際新聞社もずっと法廷にいるわけじゃないんで、多少違うよという話は聞いていましたから、一応新聞、各社の新聞見ているけど、違いができてでもそれは気にしないでくれということは聞いているんで、別に問題はなかったと思います。

司会者

それは、皆さんが関与された、判決された事件の、それを報じた報道を御覧になって、違和感はなかったかどうかという意味ですか。

2番

そうではなく、例えば、自分が携わった事件はちょっと気になるから見たいじゃないですか。見ると、別の新聞で、ちょっと違うなということはあるよね。だから、全く一緒だとは思っていなかったですが、多分そういった記憶しております。

司会者

事件が起こると、あらかじめ事前にいろいろ報道されますよね。そういう新聞と実際の裁判で証拠で見たのとはやっぱり違うことがあるなと感じられることはあるんですか。

2番

違いますね。

司会者

そんなに違いますか。

2番

はい。と私は感じましたけど。

3番

私も2番さんと同感です。

司会者

同じように。

3番

感じました。

司会者

他の方がいかがですか。5番さん。

5番

やはり新聞や報道は大まかなところしか出てこないの、実際に裁判員になって、詳しいことをやっぱり知ると、ちょっと違うんじゃないかなって、詳しいことを知っているのと知っていないとはもう全然見方が変わるというか、違うと思います。

司会者

そのときに、でも新聞ってこう書いてあったのに、本当はこの事件こういう事件じゃないのと思ったとか、あるいは新聞に書いてあるんだから、もっと刑は決めるときにちょっと違ったことを考えなきゃいけないんじゃないとか、そんなことを考えたことはないですか。

5番

間違った内容が書いてあるということではないので、新聞も、ただ詳しいことが分からないから、新聞を読んだ人と実際に裁判にかかわった人では、もう雲泥の差というぐらい違うと、感じ方が違うと思います。

司会者

実際に自分で全部そういう証拠を見た方が、やっぱりこれの方が事案の実態をちゃんと見ているだろうという、そういう自信はおありなんですか。

5番

はい，あります。

司会者

ありがとうございます。記者さん，よろしいですか。

茨城新聞

ありがとうございました。

司会者

最後に一つだけ，話題事項5のこれから裁判員になられるかもしれない方々へのメッセージをお一人一言ずつお話しただいて，会を終えたいと思います。

8番

自分が裁判員裁判に実際に出て，経験したことというのは非常に貴重で，すごく印象深く，すごくいい経験させてもらったなというようなことをつくづく思っていますんで，その後の自分の人生にとって非常にプラスになりますので，ぜひ安心して裁判員裁判に臨んでいただければ，必ず今後のその方の人生にプラスになると間違いなく言えると思いますので，ぜひ安心して出てください。忌憚なく自分の意見をそこで述べてほしいと，そういうふうに思います。

司会者

ありがとうございます。7番さん，お願いします。

7番

いろいろ調整することとか，日程調整とか大変だと思いますが，せっかくめぐってきたチャンスなので，ぜひやっていただきたいなど。必ず自分のためにもなると思います。

司会者

ありがとうございます。6番さん，お願いします。

6番

私も同じような感じで，貴重な経験になると思うんで，ぜひ受けていただきたいと思います。

司会者

5 番さん，お願いします。

5 番

皆さんと同じなんですけども，娘に，宝くじに当たるのとどっちが確率高いだろうね，選ばれたことが，本当に貴重な体験をさせていただいて，今まで自分の周りでちょっと裁判ということと，何かちょっと自分の中では無関係というところがあったので，今回のことですごく関心もできましたし，皆さんにももう少し関心持って見ていただきたいなというところも感じましたので，もしも選ばれたときにはぜひ参加していただきたいと思いました。

司会者

ありがとうございました。4 番さん，お願いします。

4 番

最初のお話のところでもお話しさせていただきましたけども，やっぱり道德の時間というお話を使わせていただきましたけども，やっぱり人の命の重さ，内面の悩みなど，そういうのをしっかりと時間をかけて整理しながら考えられる貴重な経験なので，やはりチャンスがあるならば，今後の方々もぜひ経験された方がいいと思いますし，こういったのが広まっていけば，社会ももっと優しくなっていけるんじゃないのかなって思います。

司会者

ありがとうございます。3 番さん，お願いします。

3 番

皆さんと全く同じ意見で，私の人生の中で貴重な経験をさせてもらいました。本当にありがとうございました。欲を言えば，こんなことを言っちゃまずいのかも知らないけども，一応裁判員の基準としては70歳が基準になっていると思うんですが，私個人の考えで，いま少し上げてもいいのかなと思っております。

司会者

2番さん、お願いします。

2番

やはりみんなと同じ、貴重な体験をさせてもらって、経験させてもらって、ありがとうございます。あとは、選ばれた人、犯罪件数がぐっと減っていくと、それも兼ねて、なっていくんじゃないかなと。非常にありがとうございました。

司会者

1番さん、お願いします。

1番

メッセージとするとすると、私前にも記事を書いて、宣伝とは言わないけども、こういうことを体験しましたという意味では一応いろんな人にそういうことは言っているんです。裁判員を通して、やっぱり自分も豊かになれる。こうこうこうだから、こうだよとか、そのように言える。裁判に関して、人が裁かれるのを見られるのは嫌でしょうけども、裁判というそのものにもやっぱり裁判員じゃなくても、目を向ければ、自然と裁判員裁判の役が回ってきても、できるのかなとは思いますが。そういった意味で、やっぱりもっとPRするべきですね。というような感じで、やっぱり皆さんにはぜひやってくださいとは言いたいです。

司会者

どうもありがとうございます。ちなみに、3番さんがおっしゃった70歳の話ですけれども、70歳以上の方は、例えば、やはりさすがに年齢を考えると健康なんかもありましようから、辞退してもいいですよとなっていますけど、参加していただけるのであれば、むしろ積極的に参加していただきたいというのが法律の考えだと思いますので、そこはそんなに御遠慮いただく必要はないんだろうと思います。ありがとうございます。それでは最後に、御出席いただいている検察官、弁護士、そして裁判官から、一言ずつ感想いただいて、終わりたいと思います。

検察官

今日はどうも貴重な機会をありがとうございました。今日、伺ったお話を検察庁

にも持ち帰って、今後の裁判に活かしていきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

弁護士

今日はお忙しい中、貴重なお時間頂戴しまして、どうもありがとうございました。弁護士会でも今後の裁判に活かしていけるように、今日の御意見を私の方で代表して持ち帰りまして、今後の会内の研修や検討の機会に活かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

裁判官

本当に今日は、どうもありがとうございました。今日のたくさんのお話をちゃんと胸にしっかり受けとめて、裁判所だけでなく、検察官と弁護士と一緒に、PRも含めて制度の改善に一層努めていきたいと思っておりますので、本当にどうもありがとうございました。

司会者

それでは、この会を終わらせていただきます。ちなみに、最初の話にも出てきましたが、裁判員を経験なさったことはどんどん宣伝していただいて結構でございます。むしろ宣伝していただきたいと思っておりますので、どうぞ引き続き機会がありましたらよろしく願いいたします。別にいいことばかり言う必要ありませんから、ちょっとねということも含めて、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っております。本日は、どうもお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。また皆様の御健勝、御活躍を祈念しております。